

# 第1節 地域福祉

## 1 地域福祉活動の推進

### (1) 地域福祉計画の推進

根拠法令等	社会福祉法（第4条、第107条）	負担割合	市10/10
-------	------------------	------	--------

#### <目的・事業内容>

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、健やかに安心して日常生活を営み、全ての人が、その人らしい心豊かな人生を送ることができるよう、地域住民同士や各種機関の協働により、助け合い支え合うまちづくりを目指すことである。

「大牟田市地域福祉計画」は、このようなまちづくりを計画的かつ具体的に進めていくためのものであり、第3次の計画を平成27年3月に策定した。計画期間は、平成27年度から31年度までである。

#### ① 第3次大牟田市地域福祉計画の推進

基本理念である「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり（人が真ん中のまちづくり）」の実現のため、基本目標を「つながりを育む人づくり」「みんなで支え合う地域づくり」「生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり」の3つとし、基本目標ごとに2つの施策を掲げている。またその施策ごとに重点的な取組み項目を定め、地域福祉を推進している。

#### ② 災害時等要援護者支援制度（ご近所支え合いネット）

この制度は、あらかじめ要援護者の情報を市に登録し、その情報を、見守りなどの支援ができる人や地域の団体と共有することで、万が一のときにも孤立しないようにするためのものである。

また、この制度を通して、要援護者が日頃から近所の人や地域の団体と温かいつながりを持ち、安心して暮らせるようになることを目指している。（制度への登録者数：8,067人 平成29年3月末現在）

また、行政と地域団体が、「災害時等要援護者の個人情報の取扱いに関する協定」を結ぶことにより、制度登録者の住所や氏名などの基本的な情報を共有することができるようになるため、同協定の締結を推進するとともに、地域団体が「災害」を基軸に要援護者の支援を検討する取り組み等を支援している。

#### ○ 「災害時等要援護者の個人情報の取扱いに関する協定」を締結した地域団体（地域支援組織）

平成29年3月末現在

- ・手鎌校区災害訓練実行委員会
- ・駛馬南校区安心安全まちづくり推進協議会
- ・みなと校区運営協議会
- ・倉永校区まちづくり協議会
- ・天領校区まちづくり協議会
- ・玉川校区まちづくり協議会
- ・吉野校区総合まちづくり協議会
- ・安心安全まちづくり天の原校区協議会
- ・駛馬北校区まちづくり協議会
- ・大正校区まちづくり協議会
- ・上内校区まちづくり協議会
- ・銀水校区まちづくり協議会
- ・三池校区まちづくり協議会

（安心安全まちづくり笹原校区協議会は、校区再編のため平成25年6月解散。同年7月安心安全まちづくり天の原校区協議会と締結）

### ③ 大牟田市地域福祉大会

大牟田市地域福祉大会は、日頃から地域福祉活動に尽力している功労者を称えることや、地域福祉の実践者が共に学びあう場とすること、さらには参加した住民が広く「支え合い」の意識を持つ機会にすることを目的として、それまで市社会福祉協議会が行っていた「ふれあい福祉まつり」を発展させる形で、平成21年度から開催されているものである。(平成22年度からは、市と市社会福祉協議会の共催形式で実施。)

日時：平成29年2月12日(日)

場所：大牟田文化会館小ホール

参加者数：約500人

#### [実施内容]

副題「地域支えあい絆セミナー」

- ・大牟田市社会福祉協議会功労者表彰式典
- ・基調講演「子どもにとって豊かさとは？ ～豊かさの視点から見た大牟田の子どもの現状」  
(講師：社会福祉法人 甘木山学園 支援部長 坂口 明夫氏)
- ・シンポジウム「子どもにとって豊かさとは？ ～豊かさの視点から見た地域の取り組み」  
(発表者：大牟田中央校区まちづくり協議会 副会長 安元 洋子氏、大正校区社会福祉協議会 会長 塩塚 國凱氏、中友校区社会福祉協議会 会長 吉田 勢津子氏、子育てサロン「みんなおいでよ！ 赤ちゃんルーム 代表 西本 サチ子氏」)

## 2 社会福祉協議会

### (1) 社会福祉協議会への支援

根拠法令等	大牟田市社会福祉法人の助成手続きに関する条例 大牟田市社会福祉協議会事業費補助金交付要綱	負担割合	市10/10
-------	---	------	--------

#### <目的・事業内容>

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されている大牟田市社会福祉協議会の円滑な運営に資するため、同会が行う地域福祉事業等に係る費用の一部を助成するとともに、校区社会福祉協議会の活動支援に連携して取り組むなど、地域福祉の推進を図る。

#### <実績>

項目	金額(円)
社会福祉協議会補助	27,410,000

## 3 民生委員・児童委員

### (1) 民生委員・児童委員の活動

根拠法令等	民生委員法、民生委員法施行令 児童福祉法(第16条～第18条の3)	負担割合	市1/2 県1/2程度
-------	--------------------------------------	------	-------------

#### <目的・事業内容>

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもち、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、

社会福祉の増進に努めている。

それぞれの担当区域において、必要に応じて生活状態を適切に把握し、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行うこと、関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動への支援、住民福祉の増進を図る活動等を行っている。

民生委員は、大牟田市民生委員推薦会が推薦した者を、福岡県知事が社会福祉審議会の意見を聴き推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、児童福祉法第16条第2項の規定により児童委員となる。

また、民生委員・児童委員の適格要件に該当する者で、児童福祉に関する理解と熱意を有するなどの要件を満たすものの中から、主任児童委員が指名される。主任児童委員は、担当区域を持たず、児童相談所・学校等の児童福祉関係機関との連絡を密にするとともに、区域を担当する民生委員・児童委員と一体となった活動を展開している。

民生委員・児童委員の任期 平成28年12月1日～平成31年11月30日（3年間）

民生委員・児童委員の定数 295人〔＜内＞ 主任児童委員 40人〕 ※平成28年12月1日より

市では、民生委員・児童委員の連絡・調整を図り、人格・識見の向上とその職務を行う上で必要な知識及び技術を習得することを目的に組織されている大牟田市民生委員・児童委員協議会の活動を全般的に支援し、民生委員・児童委員活動の充実を図っている。

## <実績>

### 民生委員・児童委員の活動状況

区 分		民生委員・児童委員	主任児童委員(再掲)
内容別相談・支援件数	在宅福祉	541	1
	介護保険	348	9
	健康・保健医療	534	11
	子育て・母子保健	319	95
	子どもの地域生活	1,218	162
	子どもの教育・学校生活	628	240
	生活費	394	8
	年金・保険	100	0
	仕事	130	0
	家族関係	468	8
	住居	354	1
	生活環境	1,048	4
	日常的な支援	3,996	63
	その他	3,231	39
	計	13,309	641
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	7,215	93
	障害者に関すること	730	6
	子どもに関すること	2,416	506
	その他	2,948	36
	計	13,309	641
その他の活動件数	調査・実態把握	5,450	104
	行事・事業・会議への参加・協力	13,837	1,340
	地域福祉活動・自主活動	22,105	2,688
	民児協運営・研修	11,256	1,888
	証明事務	558	22
	要保護児童の発見の通告・仲介	202	10

訪問回数	訪問・連絡活動	67,029	901
	その他	38,732	1,672
連絡調整回数	委員相互	32,256	8,651
	その他の関係機関	16,954	2,486
活 動 日 数		56,394	7,005

## (2) 民生委員推薦会

根拠法令等	民生委員法、民生委員法施行令	負担割合	市 10/10
-------	----------------	------	---------

### <目的・事業内容>

民生委員推薦会の委員は、民生委員法第8条に基づき、本市の実情に通じるものの中から市長が委嘱する。民生委員推薦会は、市議会議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって、児童委員としても適当である者について民生委員として推薦する。なお、推薦を円滑にするため、校区ごとに民生委員推薦準備会を設置し、地域から選出した適任者を推薦会へ推薦している。

民生委員推薦会委員の人数 12人（平成27年5月8日から）  
 民生委員推薦会委員の任期 平成28年8月8日～平成31年8月7日（3年間）

### <実 績>

会議回数	5回	候補者推薦数	290人（内、主任児童委員38人）	退任者数	72人
------	----	--------	-------------------	------	-----

※平成28年度は一斉改選の年のため、改選に伴う推薦数も含む

## 4 社会福祉法人

### (1) 社会福祉法人

根拠法令等	社会福祉法	負担割合	—
-------	-------	------	---

### <目的・事業内容>

社会福祉法人のうち、主たる事務所が本市の区域内にあり、その行う事業が本市の区域を越えない社会福祉法人は、大牟田市が所轄庁となり、当該要件を満たす法人の設立や定款変更等は、本市の認可を要する。また、当該法人の指導監査についても、本市が実施する。

社会福祉法人は極めて公共性の高い組織であり、健全かつ公正な運営が強く求められるとともに、社会福祉を推進する中核的な組織として、多様な福祉ニーズを充足する役割が期待されている。そのため、本市における指導監査の方針は、法人の運営管理や公的資金の取扱い等が法令等を遵守しているか、並びに社会福祉法人としての責務を全うしているかについて、実地において確認する。

### <実 績>

所轄する法人数	26法人	平成28年度 新規設立法人数	0法人	平成28年度 解散・合併法人数	0法人
平成28年度 指導監査実施法人数	8法人	うち文書指摘法人数	0法人	うち文書指導法人数	8法人

## 5 大牟田市福祉振興基金

### (1)大牟田市福祉振興基金

根拠法令等	大牟田市福祉振興基金条例	負担割合	—
-------	--------------	------	---

#### <目的・事業内容>

本格的な高齢化社会の到来に備え、地域における福祉活動の促進、安全で住みよい生活環境の形成等の事業を推進し、もって福祉の向上充実に資するため、平成2年3月9日に設置された。

#### <実 績>

運営状況

(単位：千円)

27年度末現在高	28年度中増減額		28年度末現在高
	積立金	取り崩し額	
364,631	19	41,949	322,701

運用利子19千円の積立てを行った。

## 6 臨時福祉給付金等の給付金

### (1)臨時福祉給付金

根拠法令等	平成28年度大牟田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱	負担割合	国10/10
-------	---------------------------	------	--------

#### <目的・事業内容>

平成26年4月から消費税率が8%へ引上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給する。

#### <支給対象者>

基準日（平成28年1月1日）において、次の条件を満たした人

- ① 大牟田市の住民基本台帳に記録されており、
- ② 平成28年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない人

（但し、生活保護制度の被保護者と平成28年度の市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等は除く。）

#### <支給額>

支給対象者1人につき3千円

#### <実 績>

項目	人数	金額（円）
支給決定者	30,090	90,270,000

### (2)高齢者向け給付金（低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金）

根拠法令等	大牟田市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱	負担割合	国10/10
-------	---------------------------------------	------	--------

#### <目的・事業内容>

「一億層活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を対象に年金生活者等支

援臨時福祉給付金を支給する。

### <支給対象者>

平成27年度臨時福祉給付金の支給要件に該当する人のうち、平成28年度中に65歳以上となる人（昭和27年4月1日以前に生まれた人）

〈平成27年度臨時福祉給付金の支給要件〉

基準日（平成27年1月1日）において、次の条件を満たした人

- ① 大牟田市の住民基本台帳に記録されており、
- ② 平成27年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない人

（但し、生活保護制度の被保護者と平成27年度の市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等は除く。）

### <支給額>

支給対象者1人につき3万円

### <実績>

項目	人数	金額（円）
支給決定者	19,256	577,680,000

## (3) 障害・遺族年金受給者向け給付金

### (低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金)

根拠法令等	大牟田市低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱	負担割合	国 10/10
-------	--	------	---------

### <目的・事業内容>

「一億層活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の障害・遺族年金受給者を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給する。

### <支給対象者>

平成28年度臨時福祉給付金の支給要件に該当する人のうち、障害基礎年金又は遺族基礎年金等を受給している人（高齢者向け給付金の受給者を除く）

〈平成28年度臨時福祉給付金の支給要件〉

基準日（平成28年1月1日）において、次の条件を満たした人

- ① 大牟田市の住民基本台帳に記録されており、
- ② 平成28年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない人

（但し、生活保護制度の被保護者と平成28年度の市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等は除く。）

### <支給額>

支給対象者1人につき3万円

### <実績>

項目	人数	金額（円）
支給決定者	1,239	37,170,000